



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

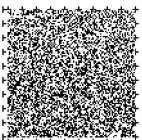
「ともに生き・ともに暮らせるまち」とは、障害のある人もない人もすべての人がともに生きるひとりの人間として人権が尊重され、一人ひとりが望む生活を主体的に選択できる社会です。

このようなまちを築いていくためには、障害のある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、人々が自分らしい生き方を選択でき、相互に個性を尊重し合いながら、身近な地域で支え合い・助け合いながら、共生できる社会である必要があります。

本計画においては、和歌山市障害者計画（第4期）で掲げた基本理念が、今後も本市が目指すべき社会の姿をあらわしていると考え、この基本理念を継承し推進するとともに、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう、地域での支え合いと、心の通い合うまちづくりに向けて施策を推進します。

この基本理念は、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画共通の基本理念とします。

ともに生き・ともに暮らせるまち わかやまし



2 計画の基本的な考え方

(1) 障害のある人の主体性、自立性の確立

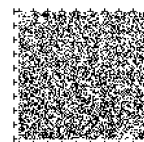
障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する施策の主体としてとらえ、必要な知識や技能を身につけ、自らの力を発揮し、生きがいや誇りを持ち、自らの意思により自分らしい生き方や幸福の追求ができるよう、支援に努めます。あわせて、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、障害のある人本人が自主的に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

(2) 個性を尊重し合い、支え合いによる自立生活の実現

障害のある人が社会参加したり自立した生活を送るためには、性別、年齢、障害の状態、生活の実態等に応じた障害のある人の個別的な支援の必要性を踏まえることが大切です。また、発達障害、難病、高次脳機能障害等については、さらに理解を深めることが求められます。個性を尊重し合い、支え合いによる自立生活の実現のため、市民の障害のある人への理解をより一層深めるよう努め、誰もが社会の一員として互いに尊重し合い、支え合うことを推進するとともに、障害のある人一人ひとりの障害特性への配慮や生き方に応じた支援の強化・充実に努めます。

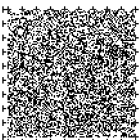
(3) 公民協働による総合的・効果的な施策の推進

障害のある人が人生における全段階を通じて、切れ目のない適切な支援を受けられるよう、障害のある人のための施策を総合的・効果的に推進し、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境などの関連分野の施策との連携に努めるとともに、地域住民・NPO・ボランティア、企業などとの連携による公民協働による取り組みに努めます。



(4) 身近な地域でともに暮らせる生活支援の充実

障害のある人が社会に参加し、障害の有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら、安心して身近な地域で生活できるよう、障害のある人の活動を制限している心的・物理的なバリアを取り除くことに努め、社会のバリアフリー化を推進します。また、障害のある人の社会参加や活動を促進するため、ユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりを進めるとともに、施設・設備、サービス、情報、制度等、利用しやすいまちを目指します。



3 基本目標

基本目標 1 とともに理解し合う地域づくり

障害のある人が身近な地域で生活していくためには、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、地域住民の障害や障害のある人への理解を深めていくことが大切です。特に、知的障害、精神障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう等に関しては、それらの障害特性や必要な配慮等について、さらなる理解の促進が求められます。

障害のある人への理解を深め、誰もが障害のある人に対し自然に手助けすることができるよう、広報・啓発をはじめ、交流やふれあいの機会等を活用し、子供のころから人権教育や福祉教育などを推進します。

基本目標 2 地域での生活を送るための支援体制づくり

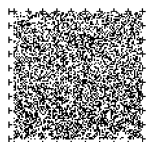
障害のある人が自分らしい生活を安心して送るためには、地域社会全体で支えていくことが大切です。

そのためには、障害のある人が地域生活を送るにあたってのさまざまな課題とともに取り組み、自らの意思で解決できる手助けとなるような相談支援体制の充実をはじめ、障害のある人への正しい理解、日中活動の場や生活の場の整備が必要不可欠です。保健・医療・福祉・住宅・雇用・労働、その他の分野との連携のもと生活等の支援施策のさらなる充実を図ります。

基本目標 3 社会参加・自立に向けた支援体制づくり

障害のある人一人ひとりが社会の一員として、生きがいをもって生活できることが大切です。

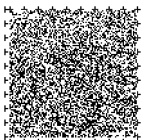
そのためには、障害のある人のライフステージに応じて、もてる力を十分に発揮できるように、療育、教育や就労等、乳幼児期からの切れ目のない支援体制の充実に努めます。



基本目標 4 すべての人にやさしいまちづくり

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくため、障害のある人もない人も暮らしやすいまちをめざし、道路・公共交通機関・住宅・建築物等のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに基づき、誰もが利用しやすいよう、各種施設・設備の整備に努めます。また、障害のある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐ仕組みづくりに努め、災害や犯罪等の心配のない安心・安全なまちづくりを推進します。

さらには、障害のある人が適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めるほか、障害のある人がその権利を円滑に行使することができるように、障害のある人に対して、選挙時における配慮等を行います。

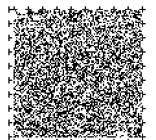
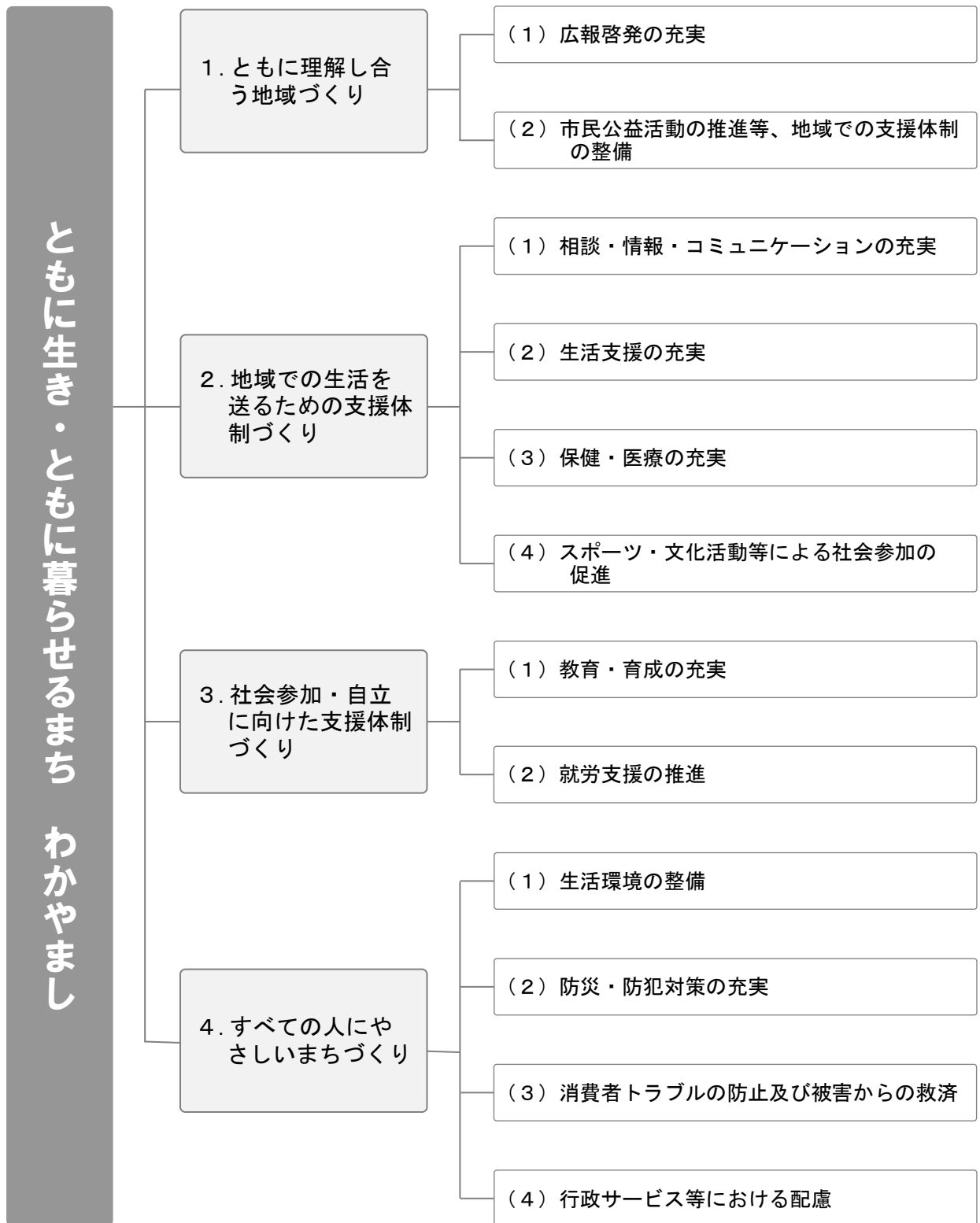


4 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]





第4章 施策の展開

1 とともに理解し合う地域づくり

(1) 広報啓発の充実

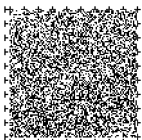
方向性

- 地域住民の障害や障害のある人への理解を深めるとともに、障害を理由とする差別の解消を推進する。そのためにも、合理的配慮の提供の推進や障害を正しく理解するための周知・啓発を行っていきます。
- 「地域共生社会」の実現に向け、障害の有無に関わらず、身近な地域での、交流やふれあいの機会等を充実していきます。
- 障害のある人への理解を深め、誰もが障害のある人に対し自然に手助けすることができるよう、子供のころから人権教育や福祉教育などを推進します。

具体的事業

① 理解の促進

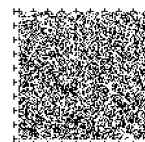
事業名	事業内容
広報・情報媒体等を活用した広報・啓発	市報わかやまやパンフレット、市のホームページ等の多様な広報媒体を通じて、障害のある人に関する情報の迅速な提供や啓発に努めるとともに、理解しやすい形での情報の周知啓発を図っていきます。また、さらにユニバーサルデザインに配慮したホームページを作成し、効果的な情報の提供に努めるとともに、障害のある人に関する情報について、情報が迅速、確実に届くよう、障害の特性に応じた伝達手段を用いるよう努めます。
障害者週間等における啓発活動の推進	障害者団体等と連携しながら、障害者週間における街頭での啓発活動や庁舎内での授産品販売の継続実施をはじめ、各種イベントにおける障害福祉をテーマとした啓発活動を推進します。また、地域や障害者施設で行われる各種行事や文化・スポーツイベントにおける障害のある人との交流機会の拡大等、さまざまな機会を通じて市民への啓発活動を進めます。



事業名	事業内容
障害者団体や当事者等との連携による啓発活動の推進	地域における効果的な啓発活動を行うことを目指し、障害者団体、当事者等の主体的な啓発活動を支援するとともに、連携しながら啓発活動を進めます。
障害に関する正しい理解の普及・促進、障害を理由とする差別の解消の推進	あらゆる年代の幅広い市民に対して、講演会、広報活動、学校教育を通じて、障害に関する正しい知識と理解の普及・啓発や合理的配慮の提供の推進、人権のこころの育成に努めていきます。特に、障害の特性や障害のある人への配慮についての理解を深め、障害を理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
障害者団体の活動の周知	障害者団体の活動を支援し、それぞれの障害者団体の活動に関する情報を周知し、団体活動の支援を推進します。
グループホーム等障害児者施設・事業所整備への理解促進	グループホーム等障害児者施設・事業所について周辺住民の方々の理解や協力が得られるよう、地域でのイベント等において地域との交流を図り、障害児者に関する正しい理解の促進を図ります。

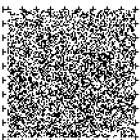
② 交流の促進

事業名	事業内容
障害のある人との交流の促進	障害者団体や障害者施設がバザーや夏祭り等の各種行事を通じて行う地域住民との交流を支援し、また障害者施設やグループホームの利用者に自治会活動への参加を促すことで地域との交流を促進します。
障害のある人の地域活動への参加の促進	民生委員・児童委員やNPO・ボランティア団体等との連携により、障害のある人の地域活動やイベント等への参加を促進し、市民に障害への理解を深める機会の拡充に努めます。 学校教育や社会教育をはじめ、福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会を充実するとともに、人権のこころや福祉のこころの育成に努めていきます。また、地域活動やイベントでの啓発活動、講演会などを通じてあらゆる年代の幅広い市民を対象とした福祉教育の推進にも努めていきます。



③ 福祉教育の推進

事業名	事業内容
福祉体験学習、人権教育 や福祉教育の推進	子供たちの障害のある人への理解が深まるよう、学校教育や社会教育をはじめ、福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会を充実するとともに、人権のこころや福祉のこころの育成に努めます。また、地域活動やイベントでの啓発活動、講演会などを通じてあらゆる年代の幅広い市民を対象とした福祉教育の推進にも努めていきます。
交流教育の推進と教職員の 資質の向上	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害の特性にあった合理的配慮について考え、障害のある子もない子も共に学び合える交流及び共同学習を推進していくとともに、教職員の専門性の向上を目指すといった特別支援教育の充実を図ります。



(2) 市民公益活動の推進等、地域での支援体制の整備

方向性

○障害のある人とない人が地域でともに暮らす中で、障害への正しい理解を深めるための福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、市民公益活動等を促進し、多くの市民が地域福祉活動に参加できる機会や場を拡充するとともに、市民公益活動や市民活動を行う団体への支援を一層充実していくとともに、関係機関・団体との連携強化を促進します。

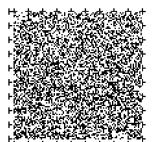
具体的事業

① 地域福祉活動の推進

事業名	事業内容
地域福祉活動の推進	身近な地域での支え合い活動をはじめ、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、障害者団体、NPO法人・ボランティア等の関係者がそれぞれの立場や役割に応じた自主的・積極的な地域福祉活動の推進に向けて連携協働が行えるよう、「和歌山市地域福祉計画」等と連携しながら取り組みに努めます。また、市民公益活動登録、市民公益活動紹介を強化し、人材確保に努めます。
相談体制の整備	相談員制度の周知を図り、相談しやすい体制を整備します。また、障害のある人の生活実態や支援の必要性を把握するため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等を含めた地域福祉活動を行う関係者との密接な連携を図ります。

② 市民公益活動の推進

事業名	事業内容
市民公益活動の啓発・促進	「和歌山市地域フロンティアセンター」を通じて、ボランティア募集情報の収集および市民公益活動に対する意識の向上を図り、市民の活動への参加を促します。 また、学生の社会貢献活動の充実を図るため、職員が市民公益活動の現場に出向いて集めた情報や取り組み事例の紹介等により理解と協力の促進にも努めます。
市民公益活動の支援	市民公益活動に取り組む人たちが気軽に交流し情報交換ができる地域フロンティアセンターを整備していくとともに、市民公益活動に参画する意図がある人やボランティアのサポートが必要な人の具体的なニーズを把握するため、市民公益活動の現場に出向き、顔の見える関係づくりを目指し、相談等を気軽にもちかけてもらえる環境づくりに取り組みます。



2 地域での生活を送るための支援体制づくり

(1) 相談・情報・コミュニケーションの充実

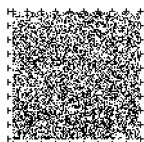
方向性

- 障害のある人が地域生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を図っていきます。
- 障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、障害の特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援の充実を図ります。

具体的事業

① 相談支援体制の充実

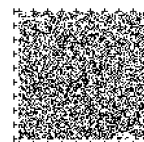
事業名	事業内容
相談支援事業の充実	相談支援事業を担う人材の育成や相談支援事業に関する周知を図ることで、相談支援事業を充実させ、障害のある人のそれぞれの課題（ニーズ）に対してともに考え、自ら解決する力を導くことを基本として、地域生活でのさまざまな課題に対応した支援を行います。 また、障害のある人への支援を行うため、相談支援事業を担う人材の育成や相談支援事業に関する周知を図り、相談支援事業の充実に努めます。
自立支援協議会の充実	相談支援事業の充実に向けて、日常の相談支援活動の中で把握された地域の課題の共有化や対応策の検討を行うことをはじめ、自立支援協議会の運営会議、専門部会、定例会において、会議内容の充実を図り、関係機関の連携を深めることにより、障害者支援体制の強化に努めます。
障害のある子供をもつ親への支援の充実	不安を抱えている保護者に対し、きめ細かな支援ができるよう、今後さらに各関係機関と連携を密にし、子供にとって適切な環境をつくり、適切な対応により健全な発達が促せるよう支援に努めます。また、療育に関する相談や指導体制を強化するとともに、発達相談員や保健師などが連携して保護者の支援に努め、また障害のある子供を育てている親同士で相談や情報交換を行う機会の充実を図ります。
相談支援を担う人材の養成と資質の向上	相談支援の充実を図るため、県の実施する相談支援事業に関する研修等を活用するなど、県と連携しながら、相談支援を担う人材の養成や資質の向上に努めます。



事業名	事業内容
身近な相談機能の充実	身近な地域における相談者となる身体障害者相談員、知的障害者相談員、心身障害児相談員、民生委員・児童委員、障害者団体等と連携しながら、身近な相談機能の充実を図ります。また、これらの制度がより多くの人に利用されるよう、相談員制度の周知を図ります。

② 情報提供の充実

事業名	事業内容
障害のある人に配慮した情報の提供	声の市報や点字市報の発行、手話放送等により、今後も障害のある人に配慮した情報伝達に取り組みます。また、さらにユニバーサルデザインに配慮したホームページを作成し、効果的な情報提供に努めます。
福祉情報提供の充実	広い範囲にわたる福祉情報についての的確に提供できるよう、ホームページ等の内容を工夫するとともに、関係機関窓口・電話相談等で適切に情報提供できるよう連携及び情報の共有に努めます。 また、合理的配慮や障害者差別解消法、福祉に関する情報等の分かりやすい形での周知・啓発を推進していきます。
相談員や障害者団体等との連携による情報提供の促進	障害のある人がさまざまな機会や場を通じて、制度や福祉サービス等に関する情報を入手できるよう、相談員や障害者団体等、地域福祉活動に携わる関係者との連携を強化し、関係機関がアウトリーチ機能を果たしながら、必要な方にタイムリーに情報が届くよう、情報提供の促進を図ります。
コミュニケーション支援事業の充実	聴覚や視覚に障害のある人のコミュニケーションの手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、意思疎通支援者養成の推進、講座内容の充実に努めます。手話通訳、要約筆記者の養成の推進及び派遣、手話通訳者の設置、盲ろう者向け通訳介助員の養成及び派遣、点字市報・声の市報の発行等の充実を図ります。



(2) 生活支援の充実

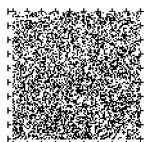
方向性

- ライフステージごとに継続した福祉のサービスが受けられるよう、量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。
- 障害者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁（バリア）を除去するための合理的配慮を推進します。

具体的事業

① 自立支援給付・地域生活支援事業等の推進

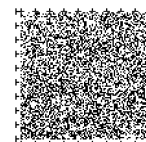
事業名	事業内容
訪問系サービスの充実	居宅介護をはじめとした訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保を図ります。また、障害の状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、自立支援協議会等の開催を通して、地域の事業者の動向を把握するとともに、様々な機会をとらえて、研修会等の情報提供を行い、質の向上を図ります。
日中活動系サービスの充実	事業者に対する研修会実施等により、適切な支援の提供が行える体制を整え、各サービスの質の向上を図り、障害のある人の地域における日中活動の場となる生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所の各サービスの充実に努めます。
居住系サービスの充実	障害のある人が安心して地域生活を送るためには、地域における居住の場の確保が必要であるため、既存の事業所の質の向上、サービスの充実を図るとともに、希望する新規参入者に対して適切な情報提供等ができる体制を整え、グループホーム（共同生活援助）事業者の確保に努め、充実を図ります。
地域生活支援事業の推進	地域生活支援事業の各事業におけるサービス量を確保するとともに、その充実を図ります。また、地域生活支援事業は市町村の創意工夫により事業内容を柔軟に設定できることから、今後、障害のある人のニーズに応じて事業内容を検討し、充実を図ります。



事業名	事業内容
補装具事業の充実	障害のある人の身体機能を補完、または代替することで日常生活をしやすくしてくれる補装具について、医療機関や業者とも連携を図り、補装具の給付の充実及び普及促進に努めます。
自立支援医療の周知	自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院）により医療を受給されている人への医療費の軽減のための給付の充実を図るとともに、医療機関と連携し、対象となる人に対して制度の周知に今後も努めます。

② サービス提供基盤の確保

事業名	事業内容
グループホームの確保	施設から地域生活への移行を希望する人や精神科病院に入院中で地域に社会資源があれば退院可能な精神障害のある人などの地域での生活の場の保障となるグループホームの計画的な整備を進めます。
訪問系サービス実施事業所の参入促進	障害のある人の日常生活を支える訪問系サービスについては、今後も利用の増加が見込まれるため、参入事業所を増やし、サービス提供体制、受入れ体制の管理を徹底し、必要な人に対して適切なサービス利用の確保を図るとともに、様々な機会をとらえて、研修会等の情報提供を行いつつ、障害の特性を理解したホームヘルパーの確保に努めます。
重度障害のある子供等の短期入所受け入れ事業所の確保	短期入所について、今後、重度障害のある子供や精神障害のある人を受け入れられる事業所の確保に向けて、既存の事業所での受け入れや、医療機関等への事業の実施を働きかけます。 また、グループホームを新規立ち上げる事業者に対し、短期入所の部屋を確保し、受入れ体制の量的確保に努めます。
事業所等との連携による社会支援体制の構築	障害者総合支援法に基づく情報提供に努め、「就労」「自立」に向け、サービス提供事業所等とより一層の連携を図り、一体的な取り組みに努めます。
事業所への精神障害のある人への理解の促進	身体障害のある人、知的障害のある人を主な対象としていたサービス提供事業所に対して、精神障害の様々な特性に応じたかかわり方や理解の促進を図ります。

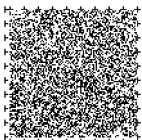


③ サービスの質の向上

事業名	事業内容
相談支援の充実	<p>障害のある方の様々なニーズに対して、個々の心身の状況やサービスの利用意向、家族の状況等に応じてその人らしい生活を送れるように支援するために相談支援の充実と、計画相談のさらなる充実を図ります。</p> <p>また、自立支援協議会等既存のネットワークを活用し、相談支援事業所や関係機関等の連携を深める取り組みを行うとともに、相談支援専門員の数と質の向上のための取り組みを行います。</p>
福祉事業に従事する人材の育成と資質の向上	<p>施設や事業所がネットワークを構築し、それぞれに培ったノウハウなどをお互いに共有していくよう働きかけます。また、様々な機会をとらえて、研修会等の情報提供を行うなどして、人材の育成と資質の向上を図ります。あわせて、職員自身も研修等の様々な機会を通じて障害特性への理解を深めます。</p>
サービスに関する苦情・相談体制の充実	<p>サービスに関する苦情については、事業者・施設が真摯に受け止め、今後のサービスの質の向上に向けて取り組めるよう、努めます。また、事業者・施設で解決できない多問題を抱える事例については、自立支援協議会等のネットワークでの検討を通じて相談支援体制の充実に努めます。</p>

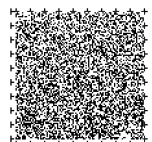
④ 経済的支援の充実

事業名	事業内容
年金・手当制度の周知・活用	<p>各種障害者年金・手当の受給権者が未請求とならないよう、各種制度に関するパンフレットの設置・配付等について関係各課と協力し、制度の周知に努めます。</p>
各種公費負担医療制度の周知・活用	<p>各種公費負担医療制度のうち、自立支援医療などの福祉医療制度について、医療機関と連携し、周知・広報に努めます。</p>



⑤ 権利擁護の推進

事業名	事業内容
<p>成年後見制度利用支援事業の普及・啓発</p>	<p>「成年後見制度利用支援事業」について、病院、施設等の職員への普及・啓発に努めるとともに、成年後見を必要とされる人には、成年後見人選定を申立てできるよう、家族に働きかけたり、申立てする親族がない場合は、市長申立てを進めるなどして、地域生活支援事業における「成年後見制度利用支援事業」の利用を推進します。</p> <p>また、成年後見制度利用において抱える様々な問題解決に向け、中核機関の設置や地域連携ネットワークの設置等を進め、成年後見制度利用促進に努めます。</p>
<p>日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の普及・啓発</p>	<p>知的障害や精神障害のある人等が地域において自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行っている社会福祉協議会をはじめ、関係機関と連携を図り、事業の普及・啓発に努めます。</p>
<p>障害を理由とする差別解消の推進及び合理的配慮の提供の促進</p>	<p>障害者差別解消法、和歌山市障害者差別解消条例、和歌山市職員対応要領等に関する広報・啓発活動を行うとともに、合理的配慮の提供の促進や障害への正しい理解の推進に努めます。</p>
<p>障害のある人等に対する虐待の防止</p>	<p>障害のある人に対する虐待の防止、虐待事案の早期発見、再発防止等に向け、相談支援事業所を始めとする関係機関と連携して迅速かつ適切な対応にあたります。また、障害のある人の養護者に対する支援等も行います。</p> <p>関係機関との連携・対応にあたっては、基幹相談支援センターとともに地域での連携システムの構築を検討し、子供や高齢者における虐待防止の仕組みと連携しながら対応を図ります。</p>



(3) 保健・医療の充実

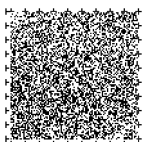
方向性

○障害者が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けられるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

具体的事業

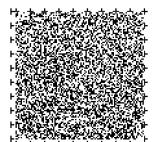
① 保健・医療・リハビリテーションの充実

事業名	事業内容
障害の早期発見・早期治療に向けた母子保健施策の充実	障害の早期発見・早期治療につながるよう、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の母子保健施策の充実と周知を図り、育児不安の軽減に努めます。また、「5歳児相談事業」では、次の段階である学童期において適切な支援を受け健全な発達が促せるよう、関係機関と連携し、就学前からの適正な就学指導の実施、就学後の支援体制の構築を図り、継続した支援体制の整備を推進します。
ライフステージに応じた保健施策の充実	障害の早期発見、早期支援を図り、個々への支援については、ライフステージの変化に注視しながら年代に合わせた健康維持、増進の啓発に努め、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
保健・医療・福祉の連携による保健・福祉サービスの充実・促進	乳幼児の健康診査等で疾病の早期発見、早期治療に努め、最適な成長発達を遂げられるよう、健康管理、保健指導を行います。また、保健、医療、福祉が連携強化し、疾病の早期発見、早期治療に努め、健康の維持、増進に努めます。
医療的ケア児等の支援体制の整備	地域における医療的ケア児等が必要な支援を円滑に受けられるよう体制の整備に努めます。



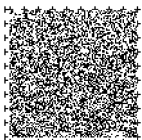
② 精神保健福祉施策の推進

事業名	事業内容
精神疾患や精神障害に対する知識の普及・啓発	市民のこころの健康づくりと精神疾患の発症を予防する取り組みを進め、精神障害のある人への正しい知識と理解を深めるための取組を推進します。また、パンフレット等を通じて、市民の精神疾患や精神障害に対する正しい理解の普及・啓発を、関係機関や家族会等の関係団体と連携して取り組みます。
退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行の促進	長期入院患者本人への支援として、退院意欲の喚起、本人の意向に沿った移行支援に取り組むとともに、退院可能な人が退院し、その人が住みたい地域に生活の場所を移行した後も、医療を受けながら地域でその人がその人らしく生活ができるよう、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を図ります。また、自立支援協議会専門部会において、精神障害のある人の退院促進支援と地域生活の移行促進の充実を図ります。
ボランティア活動の充実	地域において、精神保健福祉ボランティアの活動の充実を図ります。
精神保健福祉医療の充実	精神保健福祉医療のさらなる整備について、精神障害のある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保され、重層的な連携による支援体制を構築します。また、生活支援や権利擁護に働きかける精神保健福祉士等の専門職の医療機関や施設等への配置、ならびに質の向上を県や職能団体とともに目指します。
メンタルヘルスケアの推進	自殺予防やうつ病対策、ひきこもり者に対する施策等の精神保健福祉の様々な課題にも対応できるよう、地域医療機関や関係機関及び関係団体等とのネットワークの構築や相談体制の強化を図り、メンタルヘルスケアの推進を図ります。
精神医療体制の拡充	精神科医療機関と連携しながら訪問看護等の充実を図るとともに、地域において医療のアウトリーチ活動の充実を図ります。今後も、多様な精神疾患に対応した精神科医療体制の構築に向けて、県と連携して取組を推進します。



③ 難病患者への対応

事業名	事業内容
医療相談体制の充実	専門医や関係職種と連携しながら、日常生活に関する相談、訪問による指導等、医療相談体制の充実に努めるとともに、県難病・子ども保健相談支援センター等の専門機関との連携強化を図ります。
難病患者やその家族に対する支援の充実	難病患者やその家族に対する負担を軽減するため、障害福祉サービスが必要な難病患者に対しての支援体制充実に努めるとともに、適切な時期にサービスが利用できるよう、サービス内容や利用方法に関する情報提供及び相談体制の充実に努めます。



(4) スポーツ・文化活動等による社会参加の促進

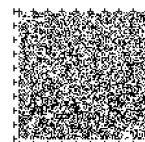
方向性

○障害の有無に関わらず、社会活動に参画し生きがいのある暮らしを送ることができるよう、円滑に学習活動や文化芸術活動、スポーツ、レクリエーションを行うことができる環境の更なる整備等を推進します。

具体的事業

① 社会参加の促進

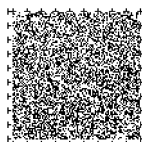
事業名	事業内容
コミュニケーション支援事業の充実（再掲）	聴覚や視覚に障害のある人のコミュニケーションの手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、意思疎通支援者養成の推進、講座内容の充実に努めるとともに、意思疎通支援者の派遣、手話通訳者の設置、点字市報・声の市報の発行等の充実を図ります。
日中活動の場の確保	精神障害のある人の退院後の日中活動の場を保障するため、日中活動系の障害福祉サービスをはじめ、精神科病院デイケアや地域活動支援センターの充実を図ります。
社会参加活動の研究	自立支援協議会精神障害者部会にて、精神障害のある方が安心して自分らしい暮らしを行えるよう、当事者のニーズを把握し社会参加活動の研究を行います。
障害のある人との交流の促進（再掲）	障害者団体や障害者施設がバザーや夏祭り等の各種行事を通じて行う地域住民との交流を支援し、また障害者施設やグループホームの利用者に自治会活動への参加を促すことで地域との交流を促進します。
市独自で実施している事業の周知・推進	市報や市のホームページを通じて障害者卓球大会等事業の周知を図ると共に、ニーズに応じた社会参加を支援する事業の推進を図ります。そのほか、独自に実施している事業の周知を図るとともに、ニーズに応じた社会参加を支援する事業の推進を図ります。



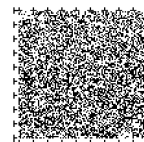
事業名	事業内容
障害に応じた情報の提供	情報の獲得が困難な障害のある人に対して、IT等の活用も含めながら、それぞれに適した情報提供の方策を研究し、障害に応じた情報提供に努めます。

② スポーツ・文化活動等の振興

事業名	事業内容
スポーツ大会等への支援	地域の関係団体と協力しながら、グラウンドゴルフ大会や障害者卓球大会等の開催を支援し、スポーツ・レクリエーションの機会の拡充を図るとともに、ホームページや市報わかやまによる周知を図り、障害のある人の社会参加を促進します。
スポーツ活動の振興	障害のある人が気軽にスポーツ活動に参加できるよう、生涯スポーツ交流大会の開催に際し、ホームページや市報を活用し、広く参加者を募っていきます。広報による各種イベント・スポーツ大会への参加促進、活動を支えるボランティアや指導者の育成等に努めます。また、各種ボランティア関係団体と連携を強化し、障害者スポーツの振興を図ります。
文化・芸術活動の機会の充実及び環境整備の推進	和歌山市文化芸術推進基本計画を基に、障害者の文化芸術活動の機会や発表の場の環境整備を推進し、障害のある人の文化芸術活動の充実を図ります。
スポーツ・レクリエーションの情報提供の充実	スポーツ教室やイベント等を開催し、障害のある人が気軽にスポーツに参加できる環境整備を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション及び文化活動に関する情報提供の充実に努めます。
ふれ愛事業の充実	ふれ愛センターで実施している、ふれ愛センター事業及び障害者いきいき事業について、事業内容の充実に努めます。



3 社会参加・自立に向けた支援体制づくり



(1) 教育・育成の充実

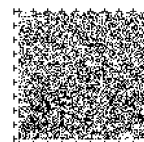
方向性

- 障害のある人のライフステージに応じて、もてる力を十分に発揮できるように、療育、教育や就労等、乳幼児期からの切れ目のない支援体制の充実に努めます。
- 障害の有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進します。

具体的事業

① 障害のある子供への切れ目のない療育体制の充実

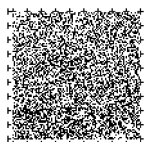
事業名	事業内容
障害の早期発見・早期治療に向けた母子保健施策の充実（再掲）	障害の早期発見・早期治療につながるよう、妊婦健康診査や乳幼児健康診査等の母子保健施策の充実と周知を図り、育児不安の軽減に努めます。また、「5歳児相談事業」では、次の段階である学童期において適切な支援を受け健全な発達が促せるよう、関係機関と連携し、就学前からの適正な就学指導の実施、就学後の支援体制の構築を図り、継続した支援体制の整備を推進します。
ライフステージに応じた保健施策の充実（再掲）	障害の早期発見、早期支援を図り、個々への支援については、ライフステージの変化に注視しながら年代に合わせた健康維持、増進の啓発に努め、関係機関との連携を図り、切れ目のない支援体制の充実を図ります。
障害のある子供にかかわる各種サービスの充実	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスについて、自立支援協議会等を通じて連携に努め、質の向上を支援します。
訪問系サービスの充実（再掲）	居宅介護をはじめとした訪問系サービスは、障害のある人の居宅生活を支える基本となるサービスであるため、サービス量の確保を図ります。また、障害の状態に応じた適切なサービスが提供できるよう、自立支援協議会等の開催を通して、地域の事業者の動向を把握するとともに、様々な機会をとらえて、研修会等の情報提供を行い、質の向上を図ります。
重度障害のある子供等の短期入所受け入れ事業所の確保（再掲）	短期入所について、今後、重度障害のある子供や精神障害のある人を受け入れられる事業所のさらなる確保に向けて、既存の事業所での受け入れを働きかけます。 また、今後グループホームを新規立ち上げする事業者に対し、短期入所の部屋を確保し、受入れ体制の量的確保を目指します。



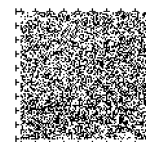
事業名	事業内容
障害のある子供をもつ親への支援の充実（再掲）	<p>不安を抱えている保護者に対し、きめ細かな支援ができるよう、今後さらに各関係機関と連携を密にしていき、子供にとって適切な環境をつくり、適切な対応により健全な発達が促せるよう、障害の早期発見、早期支援に努めます。</p> <p>また、療育に関する相談や指導体制を強化するとともに、発達相談員や保健師などが連携して保護者の支援に努め、また障害のある子供を育てている親同士で相談や情報交換を行う機会の充実を図ります。</p>
障害のある子供の保育の充実	<p>支援が必要な子供が安心して施設を利用できるよう、専門職員による巡回指導や障害児保育研修の充実を行うとともに、関係機関などとの連携を図りながら障害のある子供の保育の充実を努めます。</p>
障害のある子供への療育の充実	<p>障害のある子供が安心して療育が受けられるように、関係機関と連携を図りながら児童発達支援センター等の受け入れ体制等の充実を図ります。</p> <p>また、集団での活動において課題がある子供に対する支援体制について、関係機関と連携をとりながら、整備を図ります。</p>

② 特別支援教育の推進

事業名	事業内容
障害のある子供の教育支援体制の充実	<p>インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害の特性に合った合理的配慮について考え、障害のある子もいない子も共に学び合える交流及び共同学習を推進していくとともに、ユニバーサルデザイン授業を推進するための研修等を実施し教職員のスキルアップを目指します。</p>
巡回訪問事業の充実	<p>特別支援学校のセンター的機能を活用しつつ巡回訪問を充実させます。特別支援教育専門員が各学校を巡回支援訪問し、学校の支援体制や適切な支援の在り方について助言を行います。</p>



事業名	事業内容
校内支援体制の確立	<p>教職員の意識改革と指導力向上を一層進めることに努め、専門的な立場から意見を得られるよう、教育・福祉・医療などの関係機関との積極的な連携を進めます。</p> <p>また、特別支援教育支援員の専門性の向上、個別の指導計画・教育支援計画の位置づけを明確にし、全ての学校に特別支援教育支援員の配置を目指します。さらに合理的な配慮が必要な児童生徒に個別支援ができるよう複数配置（特別支援教育支援補助員）の充実に努めます。</p>
就学指導の充実	<p>適正な就学指導を行うため、就学指導を申請するまでのプロセスを各校に周知徹底するとともに、特別支援教育コーディネーター研修等を充実させ、支援を要する児童生徒の実態を的確に把握し、適切な学びの場を迅速に提供できる体制づくりに努めます。</p>
教育施設・設備の充実	<p>スロープや手すりの設置、トイレの改修等、学校施設のバリアフリー化に努めます。また、毎年度末、新入生等の障害特性に関する情報が得られるよう各校園に調査を依頼し、児童生徒の学習支援を保障するための施設設備の充実に努めます。</p>
進路指導の充実	<p>教育・福祉・雇用などの関連分野と連携を密にし、障害のある児童・生徒本人の意思表明を尊重しつつ、個別の教育支援計画（つなぎ愛シート）を作成することにより、児童生徒の情報を共有し、適切な進路指導の充実に努めます。</p>



(2) 就労支援の推進

方向性

○障害特性・状態に応じて、企業就労へのステップアップをめざす福祉的就労を充実させるとともに、一般就労・就労継続に向けた支援をハローワーク等の関係機関とともに推進します。

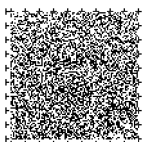
具体的事業

① 雇用・就労への支援

事業名	事業内容
精神障害のある人、発達障害のある人等の雇用促進	ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携し、雇用義務の対象になっている精神障害や発達障害のある人の雇用機会の拡大に向けて、民間企業や事業主への啓発活動を推進します。精神障害のある人に対しては、その特性に応じた支援の充実・強化を通じて、精神障害のある人の雇用機会の拡大を図ります。また、発達障害のある人については、企業等の理解の促進を図ることにより、雇用の促進を図ります。
助成制度等の情報提供	ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携し、障害のある人の雇用促進に向けて、民間企業や事業主に対して助成制度等の情報提供を推進します。
就労に関するサービスの充実	日中活動の場を確保するため、就労移行支援や就労継続支援等の各サービスの充実を図り、一般就労への取り組みの強化や、働く力や意欲に応じて働くことのできる場の確保に取り組めます。
工賃アップに向けた取り組みの促進	和歌山県が策定する関連する計画と連携し、就労継続支援B型事業所などの工賃アップに向けた取り組みを支援し、自立支援協議会の就労部会等を通じて取り組み内容の周知を図り、就労の機会の拡大に努めます。

② 就労に関する啓発と理解の促進

事業名	事業内容
障害のある人の雇用促進に向けた啓発	ハローワークや高齢・障害・求職者雇用支援機構等と連携し、障害のある人の雇用促進に向けて、広報等の啓発活動を推進します。
就労支援に向けたネットワークの構築	障害のある人の就労支援については、関係機関の連携を強化していくことが必要であるため、自立支援協議会就労部会や障害者雇用推進施策等を通して、関係機関と連携しながら、就労支援に向けたネットワークの構築に努めます。



4 すべての人にやさしいまちづくり

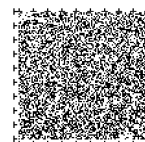
(1) 生活環境の整備

方向性

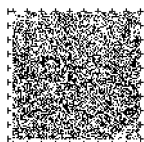
○道路・公共交通機関・住宅・建築物等のバリアフリー化をはじめ、ユニバーサルデザインに基づき、誰もが利用しやすいよう、各種施設・設備の整備に努めます。

具体的事業

事業名	事業内容
ユニバーサルデザインの普及・啓発	ユニバーサルデザインに基づくまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方について、地域福祉計画と連携しながら、啓発に努めます。
公共施設・道路・公園等のバリアフリー化	公共施設等のバリアフリー化については、必要性や緊急性に応じながら、計画的な整備に努めます。また、スロープやオストメイト対応型トイレの設置等については、個々の障害に対応できるように整備の促進を行い、既存施設の案内表示を分かりやすく変更し利便性の向上を図るとともに、利用者本位に基づく利用方法など、関係機関に働きかけていくことに努めます。
視覚障害者用誘導シートの設置	身体障害のある人に潤いのある歩行者空間を提供し、安全かつ快適に通行できる空間を確保できるよう、視覚障害者用誘導シートの設置予定箇所の舗装面の状態が悪い場合は修繕し、誘導シートの設置を計画的に進めます。
低床バスの導入の支援	公共バスを利用する障害のある人や高齢者等の利便性を向上させるため、国の制度に則った低床バスの導入支援を行うとともに、公共交通の利便性向上及びバリアフリー化の推進に努めます。
障害のある人向けの住宅確保	将来の人口減少及び管理経費の削減を進める必要性の観点から、新設住宅を建設する場合、建替え戸数及び住棟配置計画等の検討を行うことなど全体計画の見直しを行い、さらにバリアフリー化を拡大して障害のある人向け住宅の確保に努めます。



事業名	事業内容
「和歌山市営住宅長寿命化計画」に基づくバリアフリーの推進	老朽化が進行して安全性が低くなり、現在のライフスタイルに適合しない設備・仕様に対する住宅は効率性・採算性を踏まえ、現地建替・統廃合、非現地建替・統廃合などを行いながら、住戸内外のバリアフリー化等、障害のある人などに配慮した住宅設備を推進していきます。
住宅改修への支援	「和歌山市重度身体障害者住宅改造助成事業」や「日常生活用具給付等事業」を通じて住宅改修の助成を行い、民間住宅の改修等を支援します。



(2) 防災・防犯対策の充実

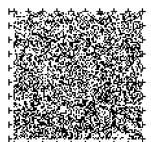
方向性

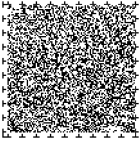
○障害のある人が災害や犯罪等の被害に巻き込まれることを防ぐ仕組みづくりに努め、災害や犯罪等の心配のない安心・安全なまちづくりを推進します。

具体的事業

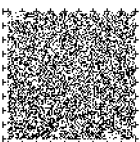
① 防災対策の充実

事業名	事業内容
災害に強い地域づくり	防災関係部局及び福祉関係部局が連携するとともに、地域全体で互いに助け合うことができる共助の精神を築き、災害に強い地域づくりを推進するため、防災訓練や出前講座等で周知・啓発に努め、災害に強い地域づくりを推進します。
防災に対する意識の向上	防災に関する意識の向上を図るため、市報やホームページ、防災講座等を活用して、防災に関する情報を発信し、防災知識の普及・啓発に努めます。また、災害時の情報の伝達・入手方法、避難所に関する事項その他円滑な避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（防災マップ等）の作成・周知を推進します。
防災対策の推進	障害のある人や高齢者等の避難行動要支援者を小単位で把握するとともに、その対策を明確にし、安全な避難ができるよう、モデル地区での取り組みを検証する事で、共助の取り組み体制を推進し、避難行動要支援者の地域における支援体制の充実を図ります。
家具転倒防止事業等の推進	地震時に安全な避難を実施し、被害の軽減を図るため、家具転倒防止固定金具取付事業・感震ブレーカー設置補助事業や住宅耐震化促進事業の周知、推進を図ります。
サービス提供事業者における防災対策の促進	障害のある人の安全を確保するために、サービス事業者に対して、防災計画の作成や防災訓練の実施、施設や設備等の安全点検など災害対策の推進について周知します。



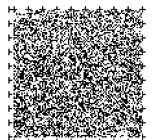


事業名	事業内容
自主防災組織の育成	災害時の自助、共助の理念に基づき、地域の防災会が開催する防災訓練が多くの住民が関心をもって参加、体験ができ、身近な防災活動に活かせることができるような実践的な内容となるよう支援を行うとともに、自主防災組織の育成・強化を図ります。
災害時における情報伝達及び連絡体制の整備	災害発生時に正確な情報が速やかに伝達できるよう、関係機関と連携を図り、特に在宅や単身の障害のある人の状況把握に努めます。また、災害時に福祉用具等を迅速に供給できる連絡体制の整備に努めます。
避難行動要支援者登録制度の活用	災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者（災害時の避難に特に支援を要するもの。）の名簿を作成することが義務付けられました。市が保有する個人情報に基づき、要介護認定者や重度障害のある人など一定の要件を満たす人についてその名簿を作成し、当該名簿登載者については、その情報を自治会、民生委員等の避難支援等関係者に提供することについての意向確認を行い、同意が得られた人の名簿を避難支援等関係者に提供、情報を共有し、さらに地域の共助を得て災害時における避難行動要支援者の避難支援および安否確認に役立てます。
緊急時の通報体制の充実	緊急事態に機敏に行動することが困難と認められる一人暮らしの障害をお持ちの方等に対し、災害、事故、急病等の緊急事態における救助、救急活動等を迅速に行うため、緊急通報システムの充実及び市民への普及啓発に取り組みます。また、聴覚及び言語に障害のある方には、インターネットを活用した通報システム（NET119）の登録など、通報システムの併用についても推進します。
避難所における障害のある人への配慮	避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障害のある人が必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、関係課及び施設管理者と協力し、必要な環境と体制の整備に努めます。また災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。



② 防犯対策の充実

事業名	事業内容
防犯に対する意識の向上	障害のある人の悪質商法等の消費者被害の未然防止や早期発見・救済を図るため、市報やホームページ等を活用して、消費者被害に関する情報を発信し、消費生活知識の普及・啓発に努めます。
防犯対策の強化・充実	障害のある人等に対する犯罪被害を防止するため、防犯啓発や青パトによる巡回パトロールなどを実施するとともに、悪質商法等による消費者被害の発生を未然に防ぐための広報活動を更に充実します。また、悪質商法等による消費者被害の早期救済が図れるよう、相談窓口の周知広報を実施していきます。



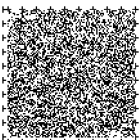
(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

方向性

○障害のある人が地域で安心して暮らすために、消費生活における安全・安心を確保していきます。

具体的事業

事業名	事業内容
消費者教育の実施	障害のある人が、悪質商法等の消費者被害に遭うことのないよう、また、消費者被害の早期発見・救済が図れるよう、消費生活知識を広めるための消費者教育を実施します。



(4) 行政サービス等における配慮

方向性

○障害のある人が適切な支援を受けることができるよう、行政機関の職員等における障害者理解の促進に努めます。

具体的事業

事業名	事業内容
市職員の障害に対する理解の促進	障害のある人に適切に対応できるようにするため、障害を正しく理解するための研修や対応要領の研修を実施し、障害者理解の促進に努めます。
障害者マークの普及	「ヘルプマーク」「耳マーク」「ハートプラスマーク」など、障害のある人に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。また市の受付窓口に「耳マーク」などを配置し、対応窓口であることを示します。
選挙時における配慮	点字、音声、拡大文字又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実に努めます。また、移動に困難を抱える障害のある人に対する配慮としては、投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人の選挙権の回復等を行う公職選挙法の改正を踏まえ、判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等の取組を促進します。さらには、指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。

